

令和6年 第7回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和6年8月27日(火) 午前10時00分

2 公示日 令和6年8月21日(水)

3 開催場所 小樽市役所本庁別館4階第3委員会室

4 出席委員 (人)

会 長	1 1 番	北島	吉治
委 員	2 番	澤田	幸孝
	3 番	浜谷	礼子
	4 番	吉川	孝一
	5 番	木露	正敏
	6 番	古里	和夫
	7 番	佐々木	晴男
	8 番	三國	幸一
	1 0 番	川畑	正美
	1 3 番	長多	誠吉
	1 4 番	本間	俊一

5 欠席委員 1 番 田口 玲子、9 番 岩部 利治

6 議事日程

< 議案 >

議案第1号(振興係)
新規就農の承認について

議案第2号(農地係)
農地法第3条の許可申請について

< 報告 >

報告第1号(農地係)

・現況証明の交付について

< その他 >

・なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 嶋崎 哲也

振興係長 樋口 博一

農地係長 世戸 幹彦

振興係 堀田 湧祐

農地係 光野 雅士

8 会議の概要

事務局 (振興係長)	定刻前ですが、皆様お揃いのようなので、令和6年第7回小樽市農業委員会総会を開会いたします。本日ですが、事務局長が体調不良のため欠席となっております。つきましては、振興係長が議事進行をさせていただきます。 出席委員は13名中11名出席しておりますので、当会は成立していることを御報告いたします。 以降の議事の進行は、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、北島会長にお願いします。
議長	これより議事に移りたいと思います。 小樽市農業委員会会議規則第10条の規定による議事録署名委員に4番吉川委員、5番木露委員を指名いたします。 それでは、「議案第1号 新規就農の承認について」を上程いたします。 内容について、事務局より説明願います。
事務局 (振興係長)	議案第1号新規就農の承認について、事務局より説明いたします この度の新規就農についての相談がございました、新規就農者の〇〇さんについて、経歴等を含めご説明いたします。 〇〇さんは、小樽市にお住まいです。 現在は、「〇〇ワイナリー」にお勤めで、醸造用ぶどうの栽培とワイン醸造を担当しているとのこと。 小樽市での就農については、醸造用ぶどうを小樽で栽培するため、親をたずさえて小樽に移住をされ、母親の故郷であり、紅塩谷（旅路）など、ぶどうの栽培に歴史があります、塩谷地域を考えたとのこと。 先日、後志農業改良普及センター北後志支所に出向き、支所長の〇〇氏、〇〇主査、〇〇氏と面談をさせていただき、管内の果樹栽培等についての現状、農地の現状等を伺ってまいりました。現時点、農協等への相談等は行っておりませんが、当市から、塩谷での醸造用ぶどう栽培を考えている方がいる程度の情報提供は以前させていただきました。こちらは、営農課の〇〇係長にお話ししています。 今回、〇〇さんがぶどう栽培を行う予定農地については、塩谷1

	丁目、〇〇さんが所有する土地を借用予定としております。 ほか、隣接地の所有者と土地購入については、新規就農者となった際には購入を考えているとのことで、現在、交渉、調整をしている旨、お話は伺っております。 栽培についての、ノウハウについては、現在お勤めの〇〇ワイナリーの栽培指導者、醸造指導者など、関係者の方から受けておられるとのことで、栽培の品種については、耐寒性、早熟度など、各品種の特性を考えて、複数種、ガメイ、ピノノワール、オーセロワ、ピノグリ、トラミナなどの品種栽培を考えているとのことです。 栽培が軌道に乗り、まとまった収量が確保できる状況となった際には、現在のお勤め先であります、〇〇ワイナリーでの委託醸造も検討したいとのことですが、まずは、ぶどうの栽培に集中したいとのことです。 以上、〇〇さんの新規就農の経緯についてのご説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	続いて、本総会に先立ちまして、振興特別委員会を招集し、審議しておりますので、古里委員長から審議内容について、報告願います。
古里委員長	この件につきまして、８月２１日に振興特別委員会を召集し、わたしを含め、委員７名と事務局で、新規就農について、審査いたしました。 新規就農については、委員の中から、水の確保の方法や、傾斜地での作業事故の防止、ぶどうの作付けの方法、実際に農作業を行う者のことなど、いろいろな意見があり、就農についてのアドバイスがありました。 〇〇さんからは、いろいろなご意見、アドバイスをいただき、本当に感謝しております。現在もぶどうの栽培は行っていますが、経験を重ねながら、良いぶどうができるよう努力をしたい。引き続き、ご指導をお願いします。と、強い意欲が感じられました。 従いまして、振興特別委員会としては、本人の意向を尊重し、新規就農については承認したいとの意見をまとめましたので、本総会において、ご審議いただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、説明がございましたけれども、この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

木露委員	今、来る前に畑を見てきたんだけど、草が非常にすごい。自分でやるにしても相当大変だと思う。賃貸を1年間免除してもらおうとか、減額してもらおうとかの交渉をしてあげた方がいいんじゃないかと思う。
本間委員	それは買う人と売る人の話となりませんか？ 農業委員会で議論する話じゃないと思いますが。
木露委員	賃貸の相場に意見があるとかではなく、何かできないかなと思っている。
議 長	他に発言がないようですので、議案第1号について、提案通り決定することに賛成の方、挙手願います。 全員賛成ですので、議案第1号は原案の通り決定いたしました。
議 長	それでは、「農地法第3条の許可申請について」を上程いたします。 内容について、事務局より説明願います。
事 務 局 (農地係長)	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。第1号議案で承認をいただきました〇〇さんが新規就農するということで、〇〇さんの土地を賃貸借しまして、営農に入るとことです。第1号議案の資料とともにご説明はさせていただきたいと思いますが、地番等に関しましては、先ほどご説明した通りとなっております。 新規就農者の〇〇さんが借りる場所は2年程前までは、作付けをしておりましたが、所有者の〇〇さんがどうしても年齢とともに工作面積が減少してまして、自宅周辺での作付けがメインとなっております。管理はしているというものの、今後使用する予定がないとのことで、新規就農者の〇〇さんへお貸しいただけるということでありました。 取得後の農地の全てを効率的に利用して工作することや、機械、労働力、地域との関係なども見て問題がないこと、権利を取得しようとする者又は世帯員に、その取得後において行う工作の事業に必要な農作業に常時従事すると見込まれることなどとなっております。本件は、農地法第3条の第2項各号には該当しないことから、許可要件は全て満たしていると判断しているものであります。 説明は以上となりますが、この農地に関わる賃貸借の可否について、ご審議のほど、改めてよろしくお願いいたします。

議 長	ただ今、説明がございました件につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。 特に発言がないようですので、議案第 2 号について、提案通り決定することに賛成の方、挙手願います。 全員賛成ですので、議案第 2 号は原案の通り決定いたしました。
議 長	続いて、「報告第 1 号 現況証明書交付の報告について」を上程いたします。
事 務 局 (農地係長)	御説明いたします。 本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要綱第 4 条及び第 8 条の規定に基づき地区担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により証明書を交付したものです。 件数は、市街化区域内の土地が 3 件 3 筆、市街化調整区域内の土地は 3 件 7 筆で、申請地付近に住む委員が現況を確認し、証明書を交付したものです。 以上でございます。
議 長	説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。 特に発言がないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。 以上で、本日の審議事項は終了しました
事 務 局 (振興係長)	次回の委員会は、9 月 2 6 日（木）、場所は、小樽市役所本庁本館 2 市長応接室を予定しています。詳しくは後日案内させていただきます。 以上を持ちまして総会を終了いたします (午前 10 時 30 分閉会)

農業委員会等に関する法律第 3 3 条の規定により、この議事録を作成した。